

NFT規約

Adamが運営・提供する「Adam byGMO」を利用して発行されたNFTを利用するには、この利用規約（以下「本規約」といいます。）をご確認の上、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（適用）

1. 本規約は、Adamが運営・提供する「Adam byGMO」を利用して発行されたNFTの利用者に適用され、利用者と作者の間及び利用者同士の間での権利義務関係を定めるものです。利用者と作者の間、利用者同士の間での契約又は利用者と第三者の間の契約が、本規約の規定と相違又は矛盾する場合は、本規約が優先します。
2. Adamは、Adamが作者に該当する場合を除き、本規約が適用される当事者ではなく（本規約中の「第三者」に該当します。）、利用者との間で何らの契約関係もなく、かつ、利用者に対して何ら責任を負担しません。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の意義は、以下に定めるとおりとします。

- (1) 「Adam」とは、日本法に基づいて設立されたGMOアダム株式会社（GMO Adam, Inc.）をいいます。
- (2) 「NFT」とは、ブロックチェーン上にある固有かつ非代替性のトークン（Non-Fungible Token）をいい、本規約においては、特段の定めがない限り、Adamが運営・提供する「Adam byGMO」を利用して発行されたNFTをいいます。
- (3) 「作品」とは、NFTに紐づくデジタルコンテンツをいいます。
- (4) 「作者」とは、本作品に係る知的財産権及び人格権を適法かつ有効に保有する権利者、並びに本作品に係る知的財産権及び人格権に関する適法かつ有効な管理委託を受けた者をいいます。
- (5) 「コンテンツ利用行為」とは、NFTの保有者として表示すること、及び作品について複製、上演、演奏、上映、公衆送信、口述、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、公表、改変、氏名表示、情報解析すること等をいいます。
- (6) 「コンテンツ利用権」とは、作者がNFTの保有者に利用許諾するコンテンツ利用行為の範囲をいいます。
- (7) 「不正作品」とは、(i)第三者の知的財産権、人格権若しくは営業秘密・ノウハウ等を侵害し、又は侵害するおそれがある作品、(ii)本規約、法令等若しくは公序良俗に違反し、又は違反するおそれがある作品をいいます。
- (8) 「保有者」とは、NFTを取得し、保有していることがブロックチェーン上に記録されている利用者をいいます。
- (9) 「法令等」とは、条約、法律、条例、省令、規則、告示、判決、決定、仲裁判断、命令、通達、ガイドライン及び行政機関の政策等をいいます。
- (10) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、著作隣接権、商標権その他知的財産に関して法令等により定められた権利又は法律上保護される利益をいいます。
- (11) 「人格権」とは、名誉権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権、著作者人格権その他権利利益をいいます。
- (12) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの者と密接な関わりを有する者若しくはこれらに準じる者をいいます。

第3条（本規約等の変更）

本規約等の規定は、法令等の制定・改廃・解釈変更、行政機関の処分・命令・指導、自主規制規則の制定・改廃その他業務上の必要が生じた場合、変更されることがあり

ます。変更を行う旨及び変更後の規定並びにその効力発生時期は、本規約が掲載されているウェブサイト（URL:https://adam.jp/）において、事前に周知します。

第4条 （知的財産権等）

1. NFTの作品に係る知的財産権、人格権及び営業秘密・ノウハウ等は全て作者に帰属します。
2. NFTの適法かつ有効な譲渡を受けた保有者は、保有するNFTの作品に関する権利として、作者が当該保有者に利用許諾するコンテンツ利用権のみを有し、当該コンテンツ利用権の範囲内においてのみ、NFTの作品についてコンテンツ利用行為をすることができます。但し、当該保有者が本規約に違反した場合、当該保有者が利用許諾された当該コンテンツ利用権は、当該保有者がその作品のNFTを保有している限りにおいて、失効します。
3. 作者がNFTの適法かつ有効な譲渡を受けた保有者に対して利用許諾するコンテンツ利用権の内容は、以下の各号に掲げる事項を含みます。
 - (1) 永久かつ撤回不可であること
 - (2) 全世界を地域的範囲とすること
 - (3) 作品の知的財産権を譲渡するものではないこと
 - (4) NFTを譲渡したことに伴い当該NFTの作品に関するコンテンツ利用権も譲渡されること
 - (5) コンテンツ利用権の再利用許諾は不可であること
 - (6) その他NFTの説明欄（Description）に明示的に定められている事項
4. NFTの適法かつ有効な保有者がNFTを第三者に譲渡したとき、これに伴って当該保有者のコンテンツ利用権は当該第三者に移転し、当該保有者はコンテンツ利用権を失います。

第5条 （譲渡）

1. NFTの適法かつ有効な譲渡を受けた保有者は、本規約に従うことを条件として、NFTの保有権とコンテンツ利用権を取得します。
2. NFTの適法かつ有効な保有者は、本規約に従い、NFTを第三者に譲渡することができます。この場合、当該保有者は、本規約を当該第三者に明示するものとします。
3. NFTの適法かつ有効な保有者がNFTを第三者に譲渡した場合、これに伴って当該保有者のNFTの保有権及びコンテンツ利用権は当該第三者に移転し、当該保有者は保有権及びコンテンツ利用権を失います。

第6条 （NFTに係る保有者限定コンテンツ、セット商品及びユーティリティ）

NFTに係る保有者限定コンテンツ、セット商品及びユーティリティを利用するには、当該NFTをAdamが運営・提供する「Adam byGMO」に入庫する必要があります。この場合、入庫の際に発生するネットワーク手数料であるガス代は保有者が負担するものとします。

第7条 （禁止行為）

1. 利用者は、NFTの利用に関連して、以下の各号に掲げる事項のいずれかに該当する行為、又は該当するおそれがある行為をしてはならないものとします。
 - (1) 法令等違反、犯罪行為又は公序良俗違反
 - (2) 無限連鎖講を開設し、若しくはこれに加入することを勧誘し、又はこれらの行為を助長すること
 - (3) マルチ商法（連鎖販売取引）を行うこと、又はこれを助長すること
 - (4) 作者又は第三者の知的財産権、人格権、営業秘密・ノウハウ等その他権利利益を侵害すること
 - (5) 作者又は第三者を誹謗中傷若しくは侮辱し、又はその名誉若しくは信用を毀損すること
 - (6) 保有者が許諾されたアイテムに係るコンテンツ利用権の範囲を越えて、コンテンツ利

- 用行為をすること
- (7) NFTの作品を商標登録すること
 - (8) イーサリアム・ブロックチェーン、スマートコントラクト、ウォレット等に対して、サイバー攻撃、不正アクセス又はハッキング等を行うこと
 - (9) NFTの価格変動を生じさせることを目的とした虚偽表示、虚偽告知、風説の流布、又は馴合取引等を行うこと
 - (10) マネー・ロンダリング又はテロ資金供与を行い、関与し、又は助長すること
 - (11) NFTを金融商品取引法上の有価証券、前払式支払手段、暗号資産、為替取引その他決済手段等として利用すること
 - (12) NFTに係る作品の作者の表示を消去すること、又は作者を偽ること
 - (13) NFTに係る作品の価値を低下させ、又は貶めること
 - (14) NFTに係る作品に関して、犯罪行為、法令等違反行為、人権侵害、差別、ヘイトスピーチ、暴力行為、残虐行為、憎悪、不寛容、わいせつその他の法令等違反又は公序良俗違反の表現とともに使用すること
 - (15) NFTの作品を不正作品にすること
 - (16) 上記各号の行為について第三者に教唆又は幫助すること
 - (17) 上記各号の他、作者が合理的理由により不適切であると判断した行為
2. 利用者が前項の行為をしたことに起因又は関連して、作者又は第三者に損害が生じた場合、利用者は当該損害を賠償及び補償するものとします。

第8条（保証の否認）

1. NFTは、現状有姿で提供されます。作者は、保有者に対し、NFTに関して、保有者の特定の目的に適合すること、完全性、正確性若しくは有用性があること、継続的に利用できること、又は不具合が生じないことを含めて、明示又は黙示を問わず、何らの保証も提供しません。また、NFTの価格が公正な市場価値を反映したものであること、又はNFTの価格が保有者の不利に変動しないことについて何ら保証するものではありません。
2. NFTに係る作品が、不正作品であると判明した場合、当該作品は消去されます。この場合、当該NFTの保有者は当該作品の削除に必要な協力をするものとします。

第9条（損害賠償責任）

前条第1項の規定にかかわらず、NFTの適法かつ有効な保有者が、当該NFTに係る作品が不正作品であることに起因して損害を被った場合は、契約責任、不法行為責任その他の法律上の請求原因の如何を問わず、作者の責に帰すべき事由があるときに限り、作者は責任を負担します。作者の当該責任は、作者に故意又は重過失がある場合を除き、当該不正作品に直接起因して現実に生じた通常損害に限るものとし、特別損害、間接損害、付随的損害又は逸失利益に係る損害等については何ら責任を負わないものとします。

第10条（免責）

作者は、以下の各号に掲げる事項に起因又は関連して利用者が生じた損害については、契約責任、不法行為その他の法律上の請求原因の如何を問わず、何ら責任を負わないものとします。

- (1) 利用者同士の間又は利用者と第三者の間のNFTに関する取引
- (2) 地震、台風、津波その他天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為その他武力行使、重大な疾病、伝染病その他感染症、法令等の制定・改廃・解釈の変更、公権力による命令・処分その他政府による行為、自主規制規則の制定・改廃、その他の不可抗力
- (3) 利用者の電子機器等の障害又は不具合
- (4) インターネット接続サービスの性能、又はインターネット接続環境における障害若しくは不具合
- (5) 第三者が提供するハードウェア、データベース、システム、ソフトウェア又はアプリケーション（OS、ミドルウェア及びDBMSを含みます。）の障害又は不

具合

- (6) コンピュータ・ウイルス等の有害なプログラムの侵入、サイバー攻撃、不正アクセス、ハッキング等
- (7) 利用者がNFTプラットフォームの利用方法、利用環境等を遵守しないこと
- (8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の障害又は不具合
- (9) 第三者が提供するウェブサイトにおける商品又はサービス
- (10) イーサリアム・ブロックチェーン、IPFS又はウォレットの障害、欠陥又は不具合
- (11) イーサリアム・ブロックチェーンのネットワーク手数料であるガス代の変動
- (12) イーサリアム・ブロックチェーンにおけるハードフォークの発生
- (13) 上記各号の他、作者の責に帰すべきでない事由

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、自らに関して、現在、以下の各号に掲げる事項を表明し、かつ、将来にわたっても誓約するものとします。
 - (1) 反社会的勢力ではないこと
 - (2) 反社会的勢力と以下の関係を有していないこと
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - (3) 自らの役員等（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
2. 利用者は、自らが、直接的又は間接的に、以下の各号に掲げる行為のいずれもしないことを誓約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動（利用者又は利用者の関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。）をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて作者の信用を毀損し、又は作者の業務を妨害する行為
 - (5) その他上記各号に準じる行為
3. 保有者が前2項に定める表明事項又は誓約事項のいずれかに違反することが判明した場合、当該保有者が利用許諾された当該コンテンツ利用権は、当該保有者がその作品のNFTを保有している限りにおいて、失効します。

第12条（輸出規制及び制裁）

1. 製品、サービスには、米国の輸出・再輸出規制に関する法令及び他の法域で適用される同様の制裁法令（制裁当局（米国（米国財務省外国資産管理室（以下「OFAC」といいます。））、米国国務省等を含みますが、これらに限られません。）、国際連合、欧州連合及びその加盟国、英国財務省、日本国財務省等を含みます。）によって管理、施行又は執行される貿易、経済、金融制裁法）、制裁規制、禁輸措置及び制限措置（これには、米国商務省が管理する輸出管理規則（以下「EAR」）、米国財務省OFACが管理する貿易・経済制裁措置、及び米国国務省が管理する国際武器取引規則（以下「ITAR」といいます。）、日本国財務省・経済産業省が管理する外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）が含まれます。）が適用される場合があります。利用者は、以下の各号に掲げる事項を表明し、かつ、将来にわたっても誓約するものとします。
 - (1) 米国が物品の禁輸を行っている国、又はその他制裁法令により経済制裁の対象となっている国に居住していないこと
 - (2) 適用される輸出・再輸出に関する法令、他の法域で適用される同様の法律、その

他米国政府の禁止・制限対象者リストに記載されている取引禁止対象者又はこれらの者に所有若しくは支配（最終的な支配を含みます。）されている者ではないこと

- (3) これらの制裁法令に違反することとなる可能性のある活動に従事していないこと
2. 利用者は、EAR 及びOFACが管理する貿易・経済制裁措置並びに外為法等を含む全ての該当する輸出・再輸出規制に関する法令を遵守することに同意します。具体的には、利用者は、本規約に基づいて受領した製品、ソフトウェア、技術（当該技術から派生した、または当該技術に基づく製品を含みます。）、サービスを、EAR及びOFACが管理する貿易・経済制裁措置、又は米国若しくはその他の法域の適用される法令（外為法を含みます。）で禁止されている目的地、団体、個人に対して、これらの法令で必要とされる事前承認を管轄政府機関から得ることなく、直接的又は間接的に、使用、販売、輸出、再輸出、移転、転用、リリース、又はその他の方法で処分しないことに同意します。

第13条（分離可能性）

本規約のいずれかの規定の一部が、法令等により無効又は執行不能となった場合であっても、本規約のうち無効又は執行不能とされた規定以外の規定は引き続き完全な効力を有するものとします。

第14条（言語、準拠法及び裁判管轄）

1. 本規約は日本語を正文とします。本規約について、参考のために英語訳が作成された場合でも、日本語の正文のみを有効なものとしします。
2. 本規約の準拠法は日本法とし、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）は適用されません。
3. 本規約に関連して利用者同士の間又は利用者及び作者の間に生じた全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2024年2月7日制定